

## 産業廃棄物 分別一覧表

【この一覧表は事業者がごみの処理を許可業者に委託した場合の分別例です】

- 事業系ごみは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類され、別々に処理しなければなりません。
- \* 事業系一般廃棄物 は、武蔵野市から「一般廃棄物処理業」の許可を受けた業者に処理を委託してください。
- \* 産業廃棄物は、東京都から「産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けた業者に処理を委託してください。
- 武蔵野クリーンセンターでは、ごみの減量と適正処理のために搬入物の検査を実施しております。
- 資源化できるものは、クリーンセンターへ搬入することができません。
- 一般家庭と事業所ではごみの分別は異なります。ご注意ください！

これらの品目は武蔵野クリーンセンターへ搬入できません。

## 品目

## 代表的な品物

## プラスチック類

- ・ビニール類
- ・弁当容器
- ・ゴム製品
- ・発砲スチロール
- ・ペットボトル
- ・プラスチック製品
- ・食品トレー
- ・PPバンド
- ・緩衝材など



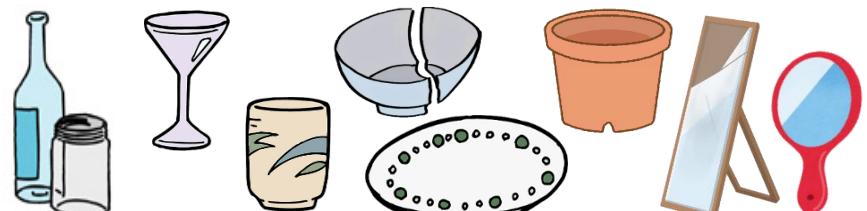
## 金属類

- ・缶
- ・刃物
- ・調理器具
- ・金属製のバインダー
- ・工具類など



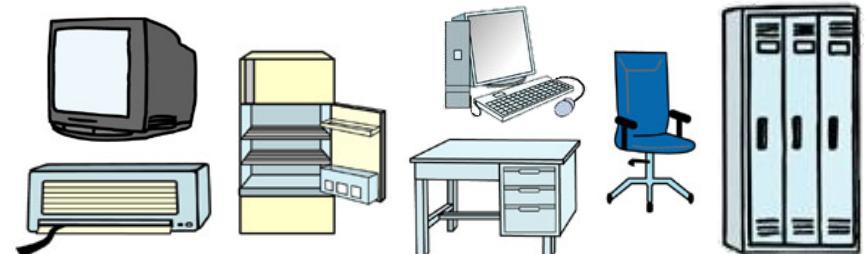
## 陶器類 ガラス

- ・びん
- ・コップ
- ・茶碗、皿
- ・植木鉢
- ・鏡など



## 粗大ごみ

- ・家電製品(※)
- ・パソコン
- ・オフィスの机
- ・いす
- ・ロッカーなど



※(テレビ・エアコン・冷蔵(凍)庫・洗濯機・乾燥機)は家電リサイクル法、パソコンは資源有効利用促進法によりリサイクルが義務付けられています。

- さらに詳しい分別については委託契約している許可業者にお問い合わせください。